

令和5年度県産農林水産物のレストランフェア等
企画運営業務

業務仕様書

令和5年4月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度県産農林水産物のレストランフェア等企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

大消費地である首都圏の消費者をターゲットとし、県産食材の認知度・評価向上を図るため、「黄金の國、いわて。」応援の店と連携したフェアの実施により、県産食材の情報を発信し、販路拡大に取り組むもの。

(2) 業務概要

ア 業務名	県産農林水産物のレストランフェア等企画運営業務
イ 委託期間	委託契約締結日から令和6年2月16日（金）まで

(3) 業務内容

事業実施にあたっては、県と協議しながら次の業務を行う。

ア フェアの実施

- (ア) 日程 令和5年10月～11月頃
- (イ) 場所 首都圏飲食店等25店舗程度（「黄金の國、いわて。」応援の店）
- (ウ) 対象メニュー 岩手県内で生産されたいわて牛・いわて短角牛、県産米（金色の風、銀河のしずく）、原木しいたけ、水産物を1つ以上使用したメニューを提供すること

イ 業務内容

- (ア) フェア全体企画運営
フェア全体の企画・運営を行うこと。
- (イ) レストランフェア
フェア参加店との調整、サポートを行うこと。
- (ウ) 参加店舗
選定方法を定め、県公式ホームページで公開している「黄金の國、いわて。」応援の店の中から、25店舗程度を選定すること。
<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nourinsuisan/hanro/1022418.html>
- (エ) フェア実施のまとめ
 - ・フェアの参加店舗及び消費者のアンケート結果をとりまとめること。
 - ・使用した食材・商品について仕入れ総額と売上総額、フェア参加店や一般消費者の感想や要望等を取りまとめること。
- (オ) その他
 - ・コロナ禍において店舗内感染対策が十分講じられるよう留意すること。
 - ・県産農林水産物の販路拡大に繋がる内容も対象メニューに含めること。
 - ・必要に応じ、令和2年度に作成した「いわて食でつながろう」ロゴが活用可能であること。

ウ 自由提案

予算の範囲内ででき、消費者へのフェア参加誘導に効果的な方法（情報発信等）について提案すること。

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

3 その他留意事項

- (1) 契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。
- (2) 本事業の執行に当たっては、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定すること。